

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

競技会開催に向けた準備状況について

1. 市町の開催準備への支援

市町が中心となって担っていただき、各競技会の運営等の準備が円滑に進むよう、県として必要な支援を実施

- 市町が行う国体会場施設整備に対する補助（H29年から）
- 競技毎の県・市町・競技団体の三者協議（随時）、担当者連絡合同会議などの競技団体との連携
- 各市町での業務の参考となる資料の提示（随時）、準則・マニュアル等の作成・提示（概ね開催5年前から）
- 運営費支援の実施（開催前年から）

2. 主な項目の準備状況

（1）スポーツボランティア等の人員確保

- 開閉会式および全国障害者スポーツ大会の運営ボランティア・情報支援ボランティアの募集・養成は県が実施（おおむね開催2年前）
- 市町が独自に組織するボランティアの募集についても、県として支援

参考：福井県（H30年開催）の募集状況

- ・ 国体・全スポ運営ボランティア 約 5,200 人
- ・ 情報支援ボランティア 約 600 人
- ・ 各市町が直接募集する国体競技会運営ボランティア 約 7,300 人

(2) 競技会場・駐車場等の警備員の確保

- 全県的な警備基本方針・計画の策定、開閉会式の警備、全国障害者スポーツ大会各競技会場における警備は県が実施
- 各市町の国体競技会場における警備は、県が作成する準則等を参考に市町が計画を策定して市町が実施
- 県は、市町が行う警備委託料等の経費に対し支援

(3) 宿泊施設の確保

- 全県的な配宿計画の策定、宿泊本部の設置運営は県が実施
- 県は、宿泊基礎調査（H30年実施予定）の結果を踏まえた宿泊施設充足対策に基づき、市町を越えた広域配宿等の調整を実施
- 県・市町合同の配宿業務の実施によるコスト縮減を検討

(4) 輸送手段の確保

- 全県的な輸送交通方針・計画の策定、全国からの輸送、開閉会式の輸送、全国障害者スポーツ大会各競技会場と宿舎の間の輸送は県が実施
- 国体各競技会場と宿舎の間の輸送は市町が実施
- 輸送関係機関との連携により、借上バスの充足対策や市町を越えた配車調整は県が実施

(5) 練習会場の確保

- 練習会場は学校等の既存施設を中心に市町が選定（おおむね開催4年前から着手）
- 施設管理者、県教育委員会、高体連・中体連等関係機関への協力要請は県が実施

第79回国民体育大会 市町競技施設整備費補助金の概要について

1 目的

- (1)市町の財政負担を軽減し、競技施設の整備促進を図り、国体の円滑な運営に資するため
- (2)本県のスポーツ環境の整備に資するため

2 実施予定年

平成29年度～平成36年度

ただし、中央競技団体の正規視察(平成30年度予定)以前に交付申請することができる整備事業は、交付申請時点で国体施設基準を満たすために事業実施が必要不可欠であることが明確であるものに限る。

3 補助対象事業

市町が行う競技施設整備事業のうち、以下のいずれかの要件を満たす事業

- (1)国民体育大会施設基準を満たすため必要不可欠な整備事業
- (2)中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち競技実施のための必要最小限の整備事業
- (3)国体競技開催時における参加者の危険防止のために必要不可欠な整備事業

4 事業区分、補助率、補助限度額

区分		補助率等	
一般競技施設	特殊競技施設以外の競技施設	既存施設の改修	①補助率：1/2(国庫補助金等を除く。)②補助限度額：1施設につき1億円まで
		新設および既存施設の改築または増築	①補助率：1/2(国庫補助金等を除く。)②補助限度額：1施設につき1億円まで ※「改築・増築」については、改築・増築後の施設において、改築・増築前の施設との比較で拡張となる面積相当分を対象とする。 ※「新設」については、新設施設において、当該市町有施設の中で最も規模が大きい同種の施設との比較で拡張となる面積相当分を対象とする。
特殊競技施設	県内に国民体育大会施設基準を満たす施設がなく、国体およびリハーサル大会開催に合わせて常設または仮設により整備する競技施設	仮設	①補助率：10/10(国庫補助金等を除く。)②補助限度額：知事が必要と認める額
		常設	①補助率：2/3(国庫補助金等を除く。)②補助限度額：知事が必要と認める額

※特殊競技施設については次の競技をいう。

ボート、セーリング、自転車、馬術、弓道、ライフル射撃、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、クレール射撃、トライアスロン

5 補助対象経費

設計費、工事費、その他知事が必要と認める経費

<対象外>

- (1) 土地取得費
- (2) 造成に係る経費(仮設の特殊競技施設整備に伴い必要な地盤整地に係るものを除く。)
- (3) 補償費(仮設の特殊競技施設整備に直接必要な最小限度の経費を除く。)
- (4) 備品購入費
- (5) 外構、進入路、植栽、駐車場その他これらに類するものの整備費
- (6) 練習会場の整備費
- (7) 施設の維持管理上、通常必要となる維持補修費
- (8) 仮設施設の整備に係る経費(仮設の特殊競技施設に係るものを除く。)
- (9) 県の他の補助金の交付を受けて行う整備費
- (10) 既にこの補助金の交付を受けた事業と同一内容の事業を再度行う場合における当該事業に係る整備費(仮設の特殊競技施設に係るものを除く。)
- (11) 整備終了年度までに補助対象経費が通算して500万円未満の整備費

6 補助金額

補助金額 = (補助対象経費 - 国庫補助金・公的助成金) × 補助率

<補助対象経費の算出>

新設、改築の施設については、体育館の場合、全体事業費に新アリーナ面積(A)に占める旧アリーナ面積(新設の場合は、当該市町有の既存施設の中で最も規模が大きい体育館のアリーナ面積)からの増面積(B)の比率(B/A)を乗じて算出

第79回国民体育大会 市町の競技会運営費に対する支援の考え方について

	本大会	競技別リハーサル大会
補助対象	本大会	競技別リハーサル大会(市町からの申請に基づき県開催準備委員会で承認した大会)
補助率	原則 2/3(補助先:市町)	原則 1/2(補助先:市町)
補助対象経費	<p>【正式競技・特別競技・デモンストレーションスポーツ】</p> <p>競技会の運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設施設(スタンド、テント、プレハブ等)の設置、撤去経費 ※リハ大会ではスタンドは対象外 ・競技用消耗品購入経費 ・競技用備品等借上経費 ・医師、看護師等への謝金 ・県内競技役員等への諸費および交通費 ・プログラム、役員必携等の印刷物の作成費 等 <p>※経費の算出にあたっては、基準単価や上限額の設定を予定</p> <p>※競技団体負担金、参加料等を徴収する競技については、収入額を運営経費から控除</p>	
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町等職員の人件費 ・事務局の管理運営経費 ・施設整備(常設)に要する経費 ・備品購入費 等 	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年3月 : 市町担当者連絡会において制度骨子を説明 ・H32～ : 市町経費調査および市町ヒアリングを実施 ・H35年4月 : 支援制度創設(競技別リハーサル大会) ・H35年4月～H36年7月 : リハーサル大会実施 ・H36年4月 : 支援制度創設(本大会) ・H36年9月～10月 : 本大会実施 	